

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	フランス民法における人格権保護の発展：尊重義務の生成(4)
Author(s)	石井, 智弥
Citation	茨城大学人文学部紀要. 社会科学論集(53): 1-10
Issue Date	2012-03-30
URL	http://hdl.handle.net/10109/3117
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

フランス民法における人格権保護の発展

—尊重義務の生成— (4)

Le développement de la protection du droit
de la personnalité dans le droit civil français
—L'elaboration du devoir de respecter—(4)

石井智弥

抄録

日本における人格権研究のほとんどはドイツ法の研究に依拠している。それは人格権という概念がドイツ法に由来するものであるため、当然のことであるが、日本民法の不法行為はドイツ民法と異なる規定形式を採用している、という点に鑑みると、人格権の内容とされる法益は、ドイツ法的アプローチ以外からも保護しうるといえる。したがって、ドイツ法以外の観点から人格権法の検討を行うことにも、十分な意義があると考えられる。そこで、本研究では、フランスでの人格権保護の状況を考察し、そこから人格権保護の基礎理論の抽出を試みる。

本号においては、名誉及び肖像に関する判例を分析する。

目次

第1章 はじめに

第2章 フランスにおける人格権概念の起源
と展開

第1節 「人格権」概念の導入—ペローの
人格権論

第1款 総論

第2款 各論

第3款 考察

(以上、50号)

第2節 人格権に関する研究

第1款 第二次大戦以前の諸説

第2款 ケゼールの人格権論

(以上、51号)

第3款 ベニエの名誉権論

第4款 概説書等における人格権の分析

第5款 小括

(以上、52号)

第3節 判例の展開

第1款 名誉

1. 1881年法による名誉の保護

2. 9条及び9-1条による保護

第2款 肖像

1. 肖像権の性質

2. 人格権としての肖像権の保護

(以上、本号)

第3款 私生活

第4款 小括

第4節 判例・学説の到達点

第3章 立法の展開

第1節 民法改正草案と人格権

第2節 私生活尊重の権利

第3節 身体の尊重

第4節 人間の尊厳と人格権

第4章 人格の尊重

第5章 結び

第3節 判例の展開

本節では人格権侵害の事例において、判例がどのような展開を辿っていったのかを、三つの代表的な人格権（名誉、肖像、私生活）ごとに考察していく。これらの人格権の中でも、私生活に関する判例が他の人格権の保護に重要な役割を果たしていることを指摘する。

第1款 名誉

名誉の侵害は、多くの場合、刑事上の名誉侵害も引き起こすとされ、付帯私訴として救済を求めるのが通例だとされる。それゆえ刑事法上の名誉毀損と深いかかわりを持っており、とりわけ1881年の出版自由法（出版の自由に関する1881年7月29日法。以下1881年法と記す）が民事・刑事双方の名誉毀損法に大きな役割を果たしている。この1881年法は、表現の自由の濫用に限界をもたすために設けられた法律であり、名誉の侵害に対する救済は、表現の自由の制限という形で達成される。フランスの名誉毀損法は、1881年法によって規律され、日本でも「フランスにおける名誉毀損は、人格権の1つとしての“名誉権”の侵害ではなく、あくまでプレスの自由の内在的限界の一類型として構成されている点に最大の特質がある。…〔「人格権」あるいは「人格の尊重」という〕 標題をもつ文

献・論稿がいくつか公刊されているが、それらが取り扱うのは主として私生活の保護の問題であり、…その中に名誉権という項目が設けられることはまったくない。」¹と紹介されている。しかし、民法の教科書等を散見すると、前節で考察したように、人格権の中で名誉を論じているものも少なくない。学説においても、ベニエは、名誉の保護を人格権理論の中に位置づけており²、フランスでも人格権の一部として認識されていると考えられる。さらには判例では、名誉に相当する法益が侵害された場合でも、私生活侵害や無罪推定の原則に反する仕方では侵害がなされていたときには、私生活尊重の権利あるいは無罪推定を尊重される権利の侵害として構成し、民法の規定に基づいた保護を展開している。そこでまず、1881年法による名誉毀損法理を概略した上で、名誉は民法の規定によっても保護されていることを指摘する。

1. 1881年法による名誉の保護

(1) 1881年法の概要

フランスにおける名誉権の発展については、歴史的にこの法律が大きな影響を与えたことに異論は無い。ここでは、同法で名誉毀損と侮辱の二つを規定していることから、まずそれぞれの内容を概略し、さらに名誉毀損が免責される場合について述べる³。

1 大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999年）179頁。

2 Beignier *L'honneur et le droit* t. 234, LGDJ, 1995.

3 1881年法の概要については、Agostinelli, *Le droit à l'information face à la protection civile de la vie privée*, 1994. p.62 et s.; Derieux, *Droit de la communication* 4^eéd., 2003. p.415 et s. 邦語文献として、三島宗彦『人格権の保護』（有斐閣、1965年）96頁以下、橋本眞「フランスにおける『名誉』の侵害について」伊藤進教授還暦記念『民法における「責任」の横断的考察』（第一法規、1997年）469頁以下、同「フランス名誉毀損法理における『善意の証明』と『表現の慎重さ』」玉田弘毅先生古希記念『現代民法学の諸問題』（信山社、1998年）436頁以下、大石・前掲書176頁以下、橋本眞「名誉毀損の法的構成と社会的評価の低下—フランス法を素材として—」宮崎大学教育文化学部紀要社会科学第3号（2000年）4頁以下を参考にした。なお1881年法の翻訳として大石泰彦訳「資料 フランス1881年法出版自由法」青山法学論集31巻4号（1990年）209頁以下（大石・前掲書231頁以下所収）がある。

(i) 名誉毀損と侮辱

1881年法29条によると、名誉毀損とは、人あるいは団体の名誉又は名声を害する事実の主張である。事実については、本人にとって非常に不快な事実を単に主張しただけでは、名誉毀損にはならず、その事実が本人にとって不名誉あるいは信用低下となる内容を含み、公衆の意見の中で品位を下げるような性質又は本人の身辺、地位、職業において獲得した評価を下げるような性質を有していなければ、名誉毀損にはならない、とされている⁴。

次に名誉毀損の事実が主張されること、すなわち、公表することあるいは周知させることが必要になる。そして重要なことは、その主張が疑問形式でなされ、断定していないとしても、名誉毀損の犯罪を構成するということである。破毀院も、タイトルや文章及び写真によって構成される記事全体が、言及されたアーティストの麻薬常習を読者に信じ込ませているとし、名誉毀損を認定している⁵。一方、侮辱とは、事実を摘示することなく行われる軽蔑あるいは悪罵の表現であるとされている。名誉毀損との違いは、事実を摘示しない点にある⁶。

(ii) 免責

1881年法29条の文言から、名誉毀損が成立するには、事実の摘示または事実に対する非難によって、特定の人又は団体の名誉あるいは名声を侵害することが必要となるが、判例はさらに、「悪意(*mauvaise foi*)の存在」を要件に付け加えた⁷。ここでいう「悪意」とは、

事実や事実の非難がその対象者の名誉又は名声を侵害する性質をもつということを認識している、ということを目指す。悪意の存在は推定されるので、加害者は自己の善意を立証できれば免責される。善意の証明の具体的な内容については、事例ごとに多様な要素を示しているが、破毀院刑事部は、追求される目的が正当であったか否かだけでなく、意見表明において「慎重さ、用心深さ、客観性、誠実さ」が供されていたかも必要だとした⁸。

この善意の立証ができなくても、1881年法35条は、名誉毀損の事実が真実であることを証明した場合には、加害者が免責されることを規定している。ただし、人の私生活に関する場合、10年以上前に遡る事実に関する場合、大赦もしくは時効の対象となった違反についての事実や名誉回復・再審によって消滅した有罪事実に関する場合は、真実性の証明によって免責されない。

その他にも、1881年法41条は議会での特権及び裁判上の特権による免責を規定し、国民議会や元老院、裁判所での発言とその報道に含まれた名誉毀損的な表現は、訴訟の対象にならないとした。

(2) 1881年法の運用

上述した1881年法は、主として刑事上の名誉毀損を想定したものであるが、付帯私訴による民事上の名誉毀損においても重要な意味をもつ。そこで、1881年法が民事の損害賠償の分野で、判例上どのように展開されていたのかを見ていく⁹。

4 Trib.corr.Seine,17^ech.,20 décembre 1962,JCP 1963,II,13002.

5 Cass.crim.,29 mars 1978,Bull.crim.,n°118.

6 Derieux,*op.cit.*,p.417-434.

7 Cass.crim.,28 janv.1916,D.1920.95. では、「*intention coupable*」(有罪的意図)という表現を用いている。

8 Cass.crim.,4 fvr.1992,Gaz.Pal.1992.2.529.

9 判例の展開については、Viney,*Traité de droit civil Introduction à la responsabilité* 3^eéd.,2008,p.332 et s. を参考にした。

(i) 時効と手続き

付帯私訴においては、民事よりも刑事が優先するという原則があり、名誉毀損の事件では1881年法規定の時効及び手続きに従って、損害賠償は請求されることになっていた。その後この原則は、1980年12月23日の法律(Loi n°80-1042 du 23 décembre 1980 portant réforme de la procédure pénale relative à la prescription et au jury d'assises)が制定されたことにより廃止され、名誉毀損における付帯私訴も民事の規定が適用されるはずであった。しかし、判例は、プレスに関する事件では、1980年法以前の状態が継続するという立場をとり、1881年法65条に依拠して民事の請求の可否を判断した。最近の事件でも、「1881年7月29日の法律第65条の規定によると、プレスの自由に関する法律によって規定された犯罪又は違警罪から生じる公訴及び私訴は、前記法律の第65-3条に列挙された場合をのぞき、…3か月の時効にかかる」と判示し、1881年法の適用を宣言している¹⁰。そして、刑事事件の付帯私訴による請求だけでなく、過失が1881年法規定の違反に由来するものであるときは、民法1382条に基づく不法行為を理由とした損害賠償においても、1881年法の時効が適用されるとした。

このように、名誉毀損の分野で民事と刑事の時効を連携させることの根拠については、1980年法が1881年法65条の修正を明示したわけではないという点と1993年1月4日の法律(Loi n°93-2 du 4 janvier 1993 portant réforme de la procédure pénale)¹¹が無罪推

定の侵害に基づく民事訴権に3カ月の短い時効を適用させているという点に求められている。しかしこれは、あまり説得的な論拠ではないので、ヴィネー(Viney)は別の理由があると指摘し、裁判所は表現の自由が制限される期間をできる限り短くしたいという1881年法の立法者の意思を尊重している、という実質的な理由を挙げている¹²。

そして論拠がどうであれ、この1881年法の適用はさらに時効以外の規定にも及ぶことになる。「召喚(citation)」や「告訴(plainte, plaignant)」など文言から推測すると立法者は刑事事件を想定していたように思われるその他の規定においても、例えば、真実性の証明のための手続きや共同責任の要件などでも、判例上、1881年法が適用されることになった¹³。それゆえ、プレスによる名誉毀損罪の違反事件では、民事訴訟の手続きは排除され、1881年法で規律された事実に基づいて民事裁判を提起する場合には、同法に規定されていた時効及び手続きに従わなければならなくなった。

(ii) 民法1382条の不適用

上記では、1881年法に規定された事件については損害賠償の訴訟でも1881年法規定の時効及び手続きが適用され、民事訴訟法は適用されないことを示した。次に損害賠償そのものに関する規定について見ていく。

判例は2000年7月12日の大法廷判決において、民法1382条の適用を排除することを示す。この事件は、アルジェリア戦争に関する記事の中で、拷問の責任者としてXが名指し

10 Cass.crim.7 juin.2006, Bull. crim., n° 162.

11 民法典9-1条に無罪推定を尊重される権利を明記させた法律。その後、1993年8月24日の法律(Loi n°93-1013 du 24 août 1993 modifiant la loi n°93-2 du 4 janvier 1993 portant réforme de la procédure pénale)及び2000年6月15日の法律(Loi n°2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes)による修正を経て、現在に至っている。

12 Viney, *op.cit.*, p.336.

13 D.1992. p.442

されていたことから、Xの未亡人及び子が民法1382条に基づいて記事の執筆者及び記事を掲載した週刊誌の発行元に損害賠償を求めたものである。破毀院大法廷は「1881年7月29日法によって規定され抑止される表現の自由の濫用は、民法典1382条を根拠にして賠償(réparer)され得ない」ということを判示した¹⁴。さらに2005年9月27日の判決は、2000年の大法廷判決の内容をさらに広げた。この事件は、ある家族の失踪に関する記事がその家族の私生活や肖像権を侵害するとして、記事を掲載した雑誌の発行会社と記事の著者が訴えられた事件である。破毀院が問題にしたのは、原審の控訴院が賠償を認める根拠として1382条を用いたことであった。その際、破毀院は「人に向けられた表現の自由の濫用はこの条文〔1382条〕を根拠に提訴(poursuivre)され得ない」という原則を示した¹⁵。

2000年の大法廷判決と2005年の判決には二つの違いを見出すことができる。一つは、前者の大法廷判決では1382条の適用排除の範囲を「1881年7月29日法によって規定され抑止される表現の自由の濫用」としていたが、後者の判決では「人に向けられた表現の自由の濫用」としている点である。そしてもう一つは、前者の大法廷判決は「賠償(réparer)され得ない」としているが、後者の判決は「提訴(poursuivre)され得ない」と表記していることである。1881年法の適用領域か否かに関わらず、人に向けられた表現の自由の濫用であり、さらに賠償以前の提訴の可能性に言及しているため、これらの相違点から、2005年判決は2000年の大法廷判決の射程を広げたようにも解される。しかし、確かに「人」には自然人以外に法人も含まれるので広い範囲に拡大されたように見えるが、他方で「人」に限

定していることから、製品、サービス、知的財産などに向けられた表現の自由の濫用は、1382条の適用範囲になるとも解釈できる。この点で、1382条の適用除外範囲を限定したという理解を示す評釈もある¹⁶。いずれにしても、表現の自由の濫用による人格権侵害の場合、1382条の適用が排除され、名誉毀損に基づく損害賠償は、過失責任主義の不法行為法ではなく、1881年法上の原則に則って付与されることとなった。これは表現の自由に配慮したものと見え、1382条の過失(faute)要件で賠償責任を判断されると、表現の自由との調整が不十分になるとの配慮だと推測される。しかし、1382条の不法行為の規定は適用されなくとも、表現内容に私生活を侵害するものや無罪推定に反するものがあった場合には、被害者は民法の規定に基づいて保護を受けることができる。ここに民法による名誉保護という領域が存在する。

2. 9条及び9-1条による保護

判例は原則として、1881年法に基づいて名誉毀損の損害賠償を付与しているが、例外的に、民法9条の私生活尊重の権利の侵害あるいは9-1条の無罪推定の尊重の侵害を根拠に損害賠償を認めている。

まず、1881年法の適用が除外された事例として、時効に関する破毀院第二民事部1975年11月26日判決がある。この事件では、ある週刊誌が、侮辱的な表現の表題とサブタイトルとともに、Xについて詳述された記事とXの写真を掲載したことが問題となった。Xはこの週刊誌の出版社Yに対し損害賠償を請求した。これに対し控訴院が、週刊誌上でなされた侵害には、名誉毀損だけでなく、私生活への侵害及び肖像に対する侵害も生じていると

14 *Resp.civ.et assur.* 2000, Comm. n°335, D.2000 Som.com., p.463.

15 D.2007. p.768.

16 G.Lecuyer, note, D.2006, p.768.

して、1881年法を適用せず、原告の請求を認めたため、Yは、当該請求が名誉毀損に基づく訴えであり、その場合には1881年法65条が適用されるので、当該請求は時効にかかっているということを主張した。しかし破毀院は原審の判決を支持し、Yの上訴を退けたのである¹⁷。この事件は1881年法の適用を除外したものであったが、21世紀に入ると、9条及び9-1条を明示的に根拠とする判決が表れる。

第一に、2004年7月8日の民事第二部の判決が9-1条にもとづいて損害賠償を請求することを認めた。この事件は次のとおりである。ある弁護士が麻薬の密売人に情報を提供したという嫌疑をかけられ、収監されたというニュースがフランス通信社からの配信をもとにラジオで放送された。このニュースの内容が無罪推定の尊重を受ける権利を侵害しているとして、嫌疑をかけられた弁護士が1881年法及び民法9-1条を根拠にして、ニュースを放送したラジオフランスに対し、損害賠償請求のための裁判所召喚を求めた。これに対しラジオフランスは、このような事件においては1881年法が適用されるのであるから、請求は1881年法の時効期間を過ぎており、召喚は無効であると主張した。破毀院はラジオフランスの主張を退け、「1881年7月29日の法律に規定され、かつ無罪推定の尊重に侵害をもたらす表現の自由の濫用は、民法典9-1条を唯一の根拠にして賠償されうる」と判示した¹⁸。そして次に、2006年2月7日の民事第一部の判決で、民法9条による保護が判示された。この事件は、実在する地域をモデルにした推理小説の中で元売春婦として登場する人物がおり、記述内容からそのモデルとして

推測された女性が、私生活侵害を理由にしてレフェレ手続きによる請求をしたものである。女性の請求が認められ、控訴院は問題とされた部分の削除を命じた。これに対し、小説の著者と出版社が上訴し、このような事例では1881年法のみが根拠とされることなどを理由に挙げた。破毀院は上訴を棄却し、「私生活に侵害をもたらす表現の自由の濫用は民法典9条に基づいて賠償されうる」と判示した¹⁹。

従来、名誉毀損における損害賠償は、表現の自由との調整の必要から1881年法によって規律されていた。しかし、表現の自由の濫用によって私生活が侵害された場合には、民法の規定に基づいて判示されることになった。しかし、その際適用されるのは不法行為の規定である1382条ではなく、私生活保護を規定する9条である。これにより、名誉毀損の事例でも私生活侵害を主張して民法9条を根拠に賠償請求するという手法が判例上認められた。1881年法が表現の自由の保護を目的としているのに対し、民法9条は被害者保護を重視している。それゆえ、名誉毀損の被害者からすれば、後者の手段を選択できるという点で、名誉毀損事例における人格権保護への傾斜がくみ取れる。

第2款 肖像

肖像権は、近年、写真技術の発達とともに注目を集めており²⁰、日本でも肖像権という名称は使われていないが、肖像に関する利益は刑事及び民事の最高裁判決²¹の中で取り上げられるようになった。フランスでも、肖像に関する利益は古くから判例上保護されてい

17 JCP1978, 18811.

18 Bull.civ. II., n° 387.

19 *Resp.civ.et assur.* 2006,Comm. n° 107.

20 日本の肖像権に関する事例を解説したものとして、大家重夫『肖像権 新版』（太田出版、2007年）。

21 最大判昭和44年12月24日刑集23巻1625頁、最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁。

る²²。判決では人の肖像を無断で複製し、公表することはできないと判示されており、肖像は人格権の重要な要素と考えられるので、ここでフランスの判例を分析する。

1. 肖像権の性質

人の肖像に関して法的保護が認められるということに異論はなかったが、その法的性質については、曖昧な点が当初の裁判例には見られた。例えば、家族の死顔の写真が遺族に無断で譲渡され、その死顔のデッサンが雑誌に掲載されたため、遺族が訴訟を提起した事例がある。この事件では、当該写真及びデッサンの差押えとその廃棄が命じられたが、その際、裁判所は、「何人も、家族の正式な同意なく、臨終の床にいる人の容姿を複製し公衆にさらすことはできない」と述べ、「こうした複製に対抗する権利は絶対的である」と判示するだけで、肖像権という言葉は用いず、そうした利益の法的性質にも言及しなかった²³。これに対し、次の二つの事件では、肖像に関する利益の法的性質について述べている。まず1887年7月8日のリヨン控訴院判決では、亡くなった代議士の肖像写真の複製に関して、相続人から許諾を受けていた原告が、許諾を受けていない被告による複製・販売に対し、販売禁止、ネガの没収及び廃棄、損害賠償を求めて提訴した事件において、「写真で撮られた肖像写真のネガ及び現像写真は明らかに、その写真に写し出されている人の所有権に属し、そしてその死後は、その相続人の所有権に留保されるので、この点から、第三者はもちろんの事、その写真家も彼らの同意なく、それらの写真を公衆にさら

し、複製、販売、無償での配布をする権利を有さない」と判示し、原告の主張を認めた²⁴。そして1905年2月10日のセーヌ民事裁判所の判決でも、肖像について所有権的構成を採る判示がなされた。この事件は、医学部の学部長が、教育目的で、自分の外科手術の場면을撮影させたが、映写技師の一人がフィルムのコピーを映画会社に売却し、映画会社がフィルムを一般公開したため、学部長は、この映写技師と映画会社に対して、損害賠償と本判決の新聞紙上での掲載を請求した、というものである。これに対し裁判所は原告の主張を認め、全ての人は自己の肖像、自己の顔立ち、自己の肖像写真に対して、時効消滅しない所有権を有しており、この所有権の所持者は自己の肖像写真の公表を禁止することができ、その写真が損害を生じさせるような状況で、本人の意に反して、公表された場合、損害賠償を請求できると判示した²⁵。

このように判例では、肖像に関する利益を所有権（あるいは著作権）の一つとして捉えようとする判決が見られ、肖像権を財産的権利に含めようとしていたことが窺える。そして、実質的に、肖像の財産的価値に対する賠償を認めているように評価しうる判決も現れた。それがパリ控訴院1965年12月1日判決である。この事件の内容は次のようなものである。歌手Xとその婚約者が、イギリスの通信社によって行われた婚約についてのインタビューに無報酬で応じた際、二人の許可を得て、数枚の写真が撮影された。このインタビュー記事と写真はイギリスの雑誌に掲載されたが、その後、この写真のネガはフランスの通信社Aに譲渡され、Aもその写真のうち

22 フランスの肖像権については、拙稿「人格権固有の利益の保護—肖像権を中心に—」専修法研論集32号（2003年）25頁以下において既に記しているのので、詳細についてはそちらを参照されたい。

23 Trib. civ. Seine 16 juin. 1858, D.1858.III.62.

24 D.1888.II.180.

25 D.1905.II.389. 第2章第2節第1款2（茨城大学人文学部紀要社会科学論集第51号3頁）において既述。

の二枚をY出版社に売却した。Yは自社発行の週刊誌の中でその二枚の写真を使用した。使用の仕方は、Xとその婚約者にとって無礼な内容でもなく、Xのアーティストとしての経歴に傷をつけるものでもなかった。むしろ好感を与えるものであったが、Xは、許可なく自己の写真を公表したことを理由に、損害賠償を請求した。第一審では5000フランの損害賠償が認められたが、控訴審では1500フランに減額された損害賠償が認められた²⁶。

上の判決の中では、財産的損害に対する賠償である、ということは明示されていないが、その肖像写真の公表は原告を侮辱するものでも、経歴を傷つけるものでもなく、むしろ好感を与えるようなものであるにもかかわらず、損害賠償を認めているということから、本判決が賠償の対象としたのは、肖像の財産的利益、すなわち、肖像写真を売却することで本人が得たであろう利益である、と評釈されている²⁷。さらに、破毀院判決においても、俳優の肖像を無断で広告に用いた衣装メーカーに対し、その俳優が損害賠償を求めた事件において、同じく明示的に判決内で述べられていないが、ここで認められた損害賠償は、俳優が相応な報酬を受けずに自己の肖像を複製されたことに対する賠償である、と評釈されている²⁸。その他、「自己の肖像に対する財産的権利」という表現を用いたり²⁹、肖像権の保護の目的として「自己の肖像の無償での利用の防止、あるいは商業的価値の悪化の防止」³⁰を挙げるなど、裁判所は財産的側面を明示している。

他方、肖像には人格的側面も存在するので

あり、判例は当然、そのことも意識している。学説においても、ストウッフレ(Stoufflet)が1957年に公表した論説の中で、肖像には財産的利益と非財産的利益の二つがある、ということ述べている。この論説では、まず、肖像の非財産的利益について分析し、この利益を二つの要素、すなわち、自己の容貌や外観を覗き見られたり、無断で写真に撮られることを拒絶することからなる人格の身体的要素と、自分の肖像を公表するかどうか、どのような手段で公表するかの判断(公表するための本人の同意)からなる人格の精神的要素に分けた。財産的利益に関しては、映画俳優などが自己の肖像に大きな知名度と大衆を引きつける魅力を備えている、ということに着目する。このような人は、自己の肖像を職業上利用する独占権を有しているので、それを無断で広告などに利用されたり、物まねによって本人であるように思わせてその知名度を利用された場合、財産的損害に対する損害賠償を求めることができる。こうしたことから、肖像には財産的利益も備えていると主張した³¹。近年においても、セルナ(Serna)が肖像に関する権利を「droit à et sur l'image」という表現で表し、これを「droit à l'image」と「droit sur l'image」に分けている。前者は、本人の望んでいない公表を防ぐ精神的権利、肖像の非財産的権利に用い、後者が肖像の財産的利用を可能にする権利、肖像の金銭的権利、利用の独占権に用いている³²。このように、肖像に関する利益には財産的側面だけでなく人格的側面もあるという、肖像の二面性が説かれるようになって

26 JCP1966, II.14711.

27 *ibid.* observations.

28 Cass.civ.1^{re} 20 juin 1966, JCP1966, II.14890

29 D.1985, IR323.

30 D.1993, IR.118.

31 Stoufflet “Le droit de la personne sur son image” JCP.1957. I.1374

たが、この人格的側面の保護について判例は、私生活侵害として構成することにより達成している。

2. 人格権としての肖像権の保護

裁判例では、肖像は私生活に含まれて保護されることが多い。例えば、パリ控訴院1965年3月13日の判決では、無断で撮影・公表された写真が問題となったが、写真とともに掲載された記事の内容を考慮した上で、私生活侵害を理由に原告の訴えを認めた。この事件は、亡くなった映画俳優Aの幼い息子X1が、病院に緊急搬送された際、治療を受けている姿を写真に撮られ、さらに、彼の入院している病院に許可なく忍び込んだ数人のカメラマンによって、恐怖に慄き抵抗している姿を写真に撮られた、というものである。これらの写真は、Y社発行の週刊誌に掲載され、X1の健康状態及び彼が治療を受けている場所についての情報を記載した記事とともに公表され、Yは、本件週刊誌の売上を伸ばすため、亡AとX1の写真を載せたビラも頒布した。そこで、Aの未亡人でありX1の母親であるX2は、本件週刊誌及び本件ビラをレフェレ手続きによって差押えることを求めた。これに対し、第一審の裁判所及び控訴院は、「全くの商業目的で許可なく写真を撮ることやその未成年の実際のあるいは憶測による健康状態についての情報並びに彼が受けている看護についての情報を暴露することは、Aの家族の私生活への耐え難い干渉を構成する」と判示し、Yに対して本件週刊誌及び本件ビラの回

収を命じた³³。流行のファッションを扱ったビデオに、ファッションモデルの女性60人が出演したビデオが、彼女たちの同意を得ることなく、商業用に使われ、販売されたパリ大審裁判所1984年12月12日の事件では、裁判所は、民法典第9条により、全ての人は人格の属性を構成する自己の肖像を尊重される権利を有し、同意のない自己の肖像の商業目的での使用に反対することができる、と判示し、損害賠償を認めた³⁴。また、請求を退けられた事件においても、写真の無断使用が私生活侵害に当たらないことを理由にした判決が出されている³⁵。そして破毀院も、事故で重傷を負った女優の苦痛でゆがんだ表情が、知らぬ間に写真撮影され、その写真が彼女の意に反して雑誌に公表された事件において、そのような公表はその女優の私生活尊重及び肖像権に侵害をもたらしている、と判示した³⁶。

以上のように、肖像権も人格権としての側面が侵害された場合、判例では、その多くが私生活尊重の権利の内容の一つとして扱われ、保護されていると考えられる。このような傾向は学説においても指示されており、私生活尊重の権利に肖像権は吸収されていると主張する説は多い。ケゼール(Kayser)は、“私生活の公表に異議を述べる権限”と“私生活の干渉に異議を述べる権限”を私生活尊重の権利の内容とし³⁷、同意なく自己の肖像が具現化され公表されることに異議を述べることを肖像権の内容とした³⁸。そして撮影された肖像写真などが私生活と関係している場合、私生活の保護は肖像権の目的となると述

32 Serna *Limage des personnes physiques et des biens* 1997. p.48.

33 JCP1965, II.14223.

34 D.1985, IR.323.

35 Noumea 13 sept. 1984, D.1985, 206.

36 Cass. civ. 1^{re} 10 juin. 1987, D.1987, IR. 158.

37 P.Kayser “Les droits de la personnalité, aspects théoriques et pratiques” R.T.D.C.1971 n°21.

38 P.Kayser “Le droit à l'image” Mélanges P.Roubier, p.73.

べ、私生活の公表に異議を述べる権限の中に肖像権を含めた³⁹。また、アカローヌ (Acquarone)は、他人の肖像を無断で公表してはならないという考えは私生活の内密性 (intimité)を基礎としていると説き、肖像権侵害は私生活尊重の権利あるいは名誉権などの人格権に侵害をもたらす一つの手段であり、肖像権という独立した概念の存在は薄く、むしろ私生活尊重の権利や名誉権に吸収されていると主張する⁴⁰。グボー (Goubeaux)も、無断で肖像を公表することは私生活の侵害となり、すでに蒙っている私生活侵害を加重しうるので、肖像権は肖像を保護するためというよりも、私生活、名誉・名声の保護のための手段である、と述べている⁴¹。他にもベニエが、肖像権は個人の肖像の濫用的使用がその静穏さ (私生活)、名誉に侵害をもたらさない限り援用されない、と書いている⁴²。それゆえ、肖像の保護においても、私生活尊重の権利や民法9条の役割は大きいと言え、フランスの人格権保護における中心的法益と考えられる。

(いしい・ともや 本学部准教授)

39 P.Kayser, *op. cit.* R.T.D.C.1971 n°22.

40 Acquarone, "L'ambiguïté du droit à l'image" D.1985, Chron. 129 n°4-17.

41 Goubeaux *DROIT CIVIL les personnes*, 1989. n°311-313.

42 Beignier, *op.cit.* p.65s.